

社会福祉法人 晃栄会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 晃栄会（以下「当法人」という）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、その地位のみに基づいては報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員の場合は支給しない。

2 交通費等は法人旅費規程に基づき、その実費相当額を支払う。

(改 廃)

第4条 本規定は、評議委員会の議決を経て、改廃する。

附則

1.この規程は、平成29年4月1日から施行する。